

資料編

【資料1】第2期地域福祉計画の取組状況について(計画期間:H23~H27年度)

基本目標 1： 基本理念の共有化による地域福祉の推進を図ります

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等 (H23~H27年度)				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
①基本理念の共有化の推進	地域福祉学習会の開催や、市HPによる地域福祉の普及啓発	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
			○					
			【具体的な達成状況・課題点など】					
	地域福祉計画策定時に広報やホームページを活用して計画の周知を図った。							
	②福祉教育の推進	小中学校における地域福祉理解への取組。	教育総務課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
【具体的な達成状況・課題点など】								
小中学校の総合的な学習の時間により、特別養護老人ホームなどの福祉施設を訪問する体験的な福祉の学習など、福祉教育を実施している。								
	社協ボランティア活動普及関連事業との連携。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
			○					
			【具体的な達成状況・課題点など】					
社会福祉協議会において、児童生徒のボランティア活動普及事業を推進している。また、活動にかかる経費助成を行なっているほか、体験学習、福祉の授業の支援として講師派遣、講師紹介、体験受入施設の紹介・調整、器材の貸出を行なう等各学校の取組を支援している。								

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）					
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
1. 福祉に関する相談体制の充実	①相談窓口体制と機能の強化 1) 子ども相談窓口	相談窓口保健師・児童相談員を配置し、相談体制を充実する。	子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
		○					【具体的な達成状況・課題点など】		
		専門職を配置し、相談事業の充実を図っている。							
		乳幼児健診時における発達相談等	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
	○					【具体的な達成状況・課題点など】			
	電話、来所、家庭訪問、乳幼児健診、育児教室等で発達や育児等の相談を実施している。								
	2) 障がい者（児）相談窓口	相談窓口専門職（社会福祉士）を配置し、相談窓口を充実。発達に不安のある園児に対する相談支援。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
		○					【具体的な達成状況・課題点など】		
		障がい福祉課に社会福祉士を配置し、窓口相談の充実を図った。社会福祉士や精神保健福祉士を配置した障がい者総合相談支援センターを設置し、高度な専門相談を実施している。							
		発達に不安のある園児に対する相談支援。	子ども発達支援センター	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
	○					【具体的な達成状況・課題点など】			
	・ 児童福祉法の改正に伴い、平成24年に相談支援事業所の指定を受け、お子さんの発達上の心配なことについての相談を受けている。 ・ 乳幼児検診時に保健師と連携を図り、発達相談を実施するとともに発達支援教室を開催する等、早期発見・早期支援事業を実施している。 ・ お子さんの成長過程を記録し各種情報を整理することにより、保護者負担を軽減する事の出来るツールとして平成26年度「すくすくサポートファイル」作成した。								
精神保健福祉相談等の実施	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
○					【具体的な達成状況・課題点など】				
電話、来所、家庭訪問等で精神保健福祉相談を実施している。千歳保健所主催の「こころの健康相談」と連携して相談を実施している。									
3) 高齢者・介護保険相談窓口	相談窓口専門職（保健師・社会福祉士）を配置し、高齢者の自立支援を含めた相談支援。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
	○					【具体的な達成状況・課題点など】			
	市の相談窓口として保健師配置に加え、介護保険法に基づく地域包括支援センターで相談・支援等を実施している。								
	健康相談等の実施	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
○					【具体的な達成状況・課題点など】				
電話、来所、家庭訪問での相談活動を実施している。月1回の「高齢者はつらつ相談」を実施している。									

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）					
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
1. 福祉に関する相談体制の充実	②地域での相談機能の充実 ・高齢者相談	地域包括支援センターを3つの地域に設置して、地域に密着した高齢者の総合相談・支援機能等の充実を図る。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				○					
		【具体的な達成状況・課題点など】			地域包括支援センターを3つの日常生活圏域に設置して、地域に密着した高齢者の総合相談・支援機能等の充実を図っている。今後、高齢者人口の増加に伴い、各圏域間の高齢者人口の平準化を図るため、日常生活圏域を4地区とし地域包括支援センターを4カ所設置する。				
		・障がい者相談	北海道障がい者条例の施行により、地域相談員を設置し、相談機能の充実を図る。障がい者支援センターの設置等	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
	○								
	【具体的な達成状況・課題点など】			恵庭市障害者相談員（道条例の地域相談員と併任）を設置し、身近な相談体制を整備した。社会福祉士や精神保健福祉士を配置した障がい者総合相談支援センターを設置し、高度な専門相談を実施している。					
	・子ども相談	保育園・子育て支援センターにおいて子育て支援・相談機能の充実を図る。	子育て支援課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				○					
	【具体的な達成状況・課題点など】			地域交流保育等を実施している。					
	・民生委員	地域の身近な相談相手として職務を実施。民生委員の制度の周知を行うとともに身近な相談相手としての機能を充実。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				○					
	【具体的な達成状況・課題点など】			地域の相談役として重要な役割を担っている民生委員児童委員においては、担当区域内において気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談に乗り、各種福祉サービスにつなぐ等地域の見守り役として継続した支援活動を行っています。					
③情報提供の充実		介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
			○						
			【具体的な達成状況・課題点など】			市関係課と地域包括支援センターなどの連携を図り、各種サービスの充実を図っている。			
		福祉サービスの情報提供の充実	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				○					
				【具体的な達成状況・課題点など】			障がい者が利用できる各種制度をまとめたガイドブックを作成し、窓口説明に活用するとともに、ホームページに掲載している。障がい者自立支援協議会のネットワーク機能を活用し、障害福祉サービスの提供等に関する情報共有体制を整備している。		
福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止				
	○								
	【具体的な達成状況・課題点など】			社会福祉協議会では、広報誌に加えてホームページ、ブログを開設し、ボランティアや各種サービスなど随時最新の情報提供を行なった。					

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等 (H23～H27年度)					
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
2. 地域福祉のネットワークの構築	①相談機関のネットワーク化の推進	相談支援センターの設置に伴ない、市内外の相談団機関との連携等。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				○					
		【具体的な達成状況・課題点など】			障がい者総合相談支援センターに、地域の障害福祉関係機関ネットワークである自立支援協議会の運営を委託し、地域の相談支援事業者との連携、協働し相談支援のネットワーク化を図っている。				
		完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
	○								
	【具体的な達成状況・課題点など】			高齢者虐待ネットワーク会議、成年後見ネットワーク会議、恵庭市SOSネットワーク、認知症グループホームネットワークの会を設立し、関係機関の連携に努めている。					
	②包括ケア会議の開催	介護関係機関等との恵庭市包括ケア会議を定例的に開催し、情報交換等連携を図る。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
				○					
		【具体的な達成状況・課題点など】			介護関係機関等との恵庭市包括ケア会議を定期的開催し、情報交換・サービス調整など連携強化を図っている。				
		完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
	○								
	【具体的な達成状況・課題点など】			恵庭市包括ケア会議へ参画しサービス調整を図っている。					
③子どもや高齢者などへの虐待防止とDV防止の推進	高齢者虐待防止ネットワーク会議の設立による虐待防止への取組。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
			○						
	【具体的な達成状況・課題点など】			平成19年10月に高齢者虐待防止推進委員会を設置し、研修会等を実施している。平成20年10月に警察署など24関係機関からなる「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設立し、ポスター・学習会など各種取り組みの推進を図っている。					
	市担当課と相談支援センターの連携による、関係機関との調整を実施	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
			○						
	【具体的な達成状況・課題点など】			障害者虐待防止法施行に伴い、障がい福祉課及び障がい者総合相談支援センターに虐待防止センターを設置し、障がい者虐待の防止及び通報等に対する対応を行っています。					
	要保護児童ネットワーク協議会の設立による虐待防止への取組	子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
			○						
【具体的な達成状況・課題点など】			要保護児童ネットワーク協議会設置し、関係機関との連携を強化し、虐待防止に取り組んでいる。また、相談員を配置し、DV相談に対応している。						
相談対応や関係機関との情報交換を実施している。高齢者虐待防止ネットワーク・要保護児童ネットワーク協議会への参画	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
		○							
【具体的な達成状況・課題点など】			相談対応や関係機関との情報交換を実施している。高齢者虐待防止ネットワーク会議へ参画しサービス調整を図っている。要保護児童ネットワーク協議会へ参画しサービス調整を図っている。						

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
2. 地域福祉のネットワークの構築	④ 恵庭市SOSネットワーク	認知症のある方など行方不明者に対し、警察や地域行政が連携して事故を未然防止、また早期発見に努める。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
		【具体的な達成状況・課題点など】	平成21年7月に恵庭市SOSネットワークを設立し、警察、地域行政や関係機関が連携して、認知症のある方などの行方不明の未然防止、早期発見に努めている。	○				
	障がいのある方など行方不明者に対し、警察や地域行政が連携して事故を未然防止、また早期発見に努める。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
		【具体的な達成状況・課題点など】	恵庭市SOSネットワーク連絡協議会に参画し、未帰宅者に係る事故の未然防止、早期発見・保護の体制を構築し、制度及び連携協力体制に関する周知を行っています。	○				
	⑤ 成年後見ネットワーク	認知症により判断能力が不十分になっても地域で暮らしていけるよう制度理解の普及や支援体制の整備を進める。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
		【具体的な達成状況・課題点など】	平成21年3月に地域包括支援センターなど9つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設立し、制度の普及啓発や学習会・講演会を実施するなど推進を図っている。	○				
3. 福祉サービスを安心して利用できるシステム	① 権利擁護の充実と成年後見制度の活用	地域包括支援センターなど9つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設立し、各種事業を展開。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
		【具体的な達成状況・課題点など】	平成21年3月に地域包括支援センターなど9つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設立し、制度の普及啓発や学習会・講演会を実施するなど推進を図っている。また、高齢者の権利擁護の取り組みを一層推進していくために（仮称）成年後見センター設立準備や法人後見の活動支援を行います。	○				
		当事者や対象者のいる入所施設などからの相談を受け、該当者の調査等施設と連携を行う。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
		【具体的な達成状況・課題点など】	恵庭市成年後見ネットワークに参画し、障がい者の権利擁護に必要な制度制度の周知や利用支援を行っています。障がい者の権利擁護の取り組みを一層推進していくために（仮称）成年後見センター設立準備や法人後見の活動支援を行います。	○				
	成年後見ネットワーク会議への参画。	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止	
	【具体的な達成状況・課題点など】	成年後見ネットワーク会議へ参画しサービス調整を図っている。	○					
		権利擁護事業として日常生活上の判断能力に不安のある方への福祉サービス利用援助、金銭管理支援を行う。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
		【具体的な達成状況・課題点など】	社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業として、日常生活上の判断能力に不安のある方の福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理支援を実施している。同時に相談体制と周知を強化して、事業利用の促進を図っている。また、事業を利用している方に対して安心して継続利用できるようきめ細かい調整、連携を進めながら支援をしている。	○				
	② 第三者評価と自己評価の促進	福祉事業者における第三者評価。受診への働きかけ等	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
		【具体的な達成状況・課題点など】	恵庭市では、福祉サービス事業に関し、なのはな保育園が第三者評価の受診をしています。今後ともサービスの質の向上のため事業者に対し「第三者評価」や「自己評価」等についての啓発を行い、実施につなげるよう努めます。	○				

基本目標 2： 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
3. 福祉サービスを安心して利用できるシステム	③苦情相談と解決方法の周知	行政が行っているサービスに関する苦情を申し立てる方法について周知。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
			【具体的な達成状況・課題点など】					
			介護認定通知書などに介護被保険者の不服申立てがあった場合の第三者的機関である介護保険審査会（北海道）について記載するなど、制度の周知を図っている。					
			障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
			【具体的な達成状況・課題点など】					
			支給決定等の通知には、不服申立て等に関する記載を行っており、申立てに至らない苦情についても丁寧な説明に心がけています。また、行政不服審査法等の改正に伴う対応を行います。					

基本目標 3： 地域における社会福祉事業の健全な発達を促します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
1. 福祉サービス事業の育成	①福祉事業への参入促進へ向けた情報提供	福祉事業への参入促進に向けた情報提供。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				介護保険事業計画に基づく介護サービス基盤整備を進めている。基盤整備にあたり、新たな事業者などの参入を促し競争性を高め、質の高いサービス提供につなげるよう推進を図っている。				
	②シルバー人材センター活動の促進	シルバー人材センターにおける地域福祉向上のための施策の推進。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				配食サービスを高齢者の活動拠点でもあるシルバー人材センターに委託し、高齢者がひとり暮らしの高齢者等に安否確認も含め実施しており、さらに地域に密着した活動をしている。				
2. 福祉を担う人材の育成	①福祉サービスを担う人材の育成	福祉サービスに係る人材の育成。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				介護サービスに係る施設等事業所の新人職員を対象とした研修を実施するほか権利擁護等をテーマとして包括ケア会議構成機関を対象とした研修を実施している。				
	②福祉人材の確保	福祉人材の確保。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				事業者においてホームページ等を利用して、広く人材の募集を行っている。				

基本目標 4： 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
1. 社会福祉協議会との連携の強化	①社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会との連携	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				財政的な援助を含め、社会福祉協議会が行う事業について、随時協議を行いながら連携の強化を図っている。				
			障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				福祉用具の貸出し、外出支援、権利擁護支援など社会福祉協議会事業の活用やボランティアセンターとの連携による障がい者支援の充実を図っています。				
			保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				身近な地域で住民主体の介護予防活動（いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操）が実施できるよう、サロン事業等と連携を図り地域づくりを推進している。				
2. 民生委員児童委員活動の推進	①民生委員児童委員活動の推進	委員の研修の推進。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				上部団体の研修会や、独自研修を通じて、民生委員児童委員活動への研鑽を続けている。また、市の行う事業への参加により、地域福祉活動をより積極的に行っている。				
		高齢者関係に係る連携等。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				ひとり暮らしの高齢世帯などの増加に伴い、町内会や民生委員児童委員等による地域における見守り等の実施。				
		障がい者関係に係る連携等。	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				民生児童委員連絡協議会から障がい者地域自立支援協議会への参加や研修会の開催などの連携を図っています。また、民生委員等の協力により、一人暮らしの知的障がい者等の見守り支援等を行っています。				
3. 地域の力による福祉活動の推進	①積極的な地域の力による活動への支援	町内会・町内会連合会が行う共同福利事業・市政協力業務に対する自治活動交付金等による継続的な活動支援。	市民活動推進課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				62町内会・自治会に対し、均等割、世帯数割、高齢者割及び役員数割により交付。				
	①積極的な地域の力による活動への支援	高齢者世帯等に対する地域活動への支援。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
				【具体的な達成状況・課題点など】				
				平成21年度より高齢者等ひとり暮らし世帯などの除雪サービスを町内会等に委託する等地域における見守り・支え合いの推進を図っている。				

基本目標 4： 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）						
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
3. 地域の力による福祉活動の推進	②地域福祉活動のネットワーク化の促進	町内会単位で地域での支えあいを柱とした「小地域ネットワーク」の推進。学校等との連携によるネットワークづくり。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
				【具体的な達成状況・課題点など】						
					町内会・自治会単位で、地域での支え合い活動を主とした小地域ネットワーク活動を推進しており、運営面、財政面での支援を継続している。					
	③市民の集える場所づくり	ふれあいサロン事業の展開。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
				【具体的な達成状況・課題点など】						
					身近で気軽に集える居場所として「ふれあいサロン事業」を実施し、現在40箇所でサロンが運営されている。財政面で支援を行なっているほか、交流会を開催しサロン団体同士の情報交換の場をつくり連携を図っている。					
	④公私協働の推進	公私が協働する事業の展開。協働により福祉サービスの向上を図る。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
				【具体的な達成状況・課題点など】						
							平成21年度より高齢者等ひとり暮らし世帯などへの除雪サービスを町内会等に委託する等地域における見守り・支え合いの推進を図っている。			
障がい福祉課			完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
			○							
		【具体的な達成状況・課題点など】								
				障がい福祉関係機関で構成する自立支援協議会において、地域における課題を共有し、地域のサービス提供体制についての協議を行っています。						
子ども家庭課		完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止				
	○									
	【具体的な達成状況・課題点など】									
				黄金ふれあいセンター内の喫茶コーナーを設置し、地域のボランティアによる運営を行っている。						
⑤世代間の交流促進	世代間交流を図るための施策の推進。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
			○							
			【具体的な達成状況・課題点など】							
						平成19年度より老人憩の家を利用した通学合宿において子どもと高齢者との交流事業を実施している。				
		子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止			
			○							
【具体的な達成状況・課題点など】										
				黄金ふれあいセンターでは、子どもから高齢者までの世代間交流が生まれる「ゆるいコミュニティ」をコンセプトに、幅広い世代の利用を実現している。						
子育て支援課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止					
	○									
	【具体的な達成状況・課題点など】									
				保育園でのもちつき会や菜園活動等の行事、老人スポーツ大会への参加等を通して世代間の交流を行っている。						

基本目標 4： 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）						
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
3. 地域の力による福祉活動の推進	⑥地域の人的資源の有効活用	えにわ知恵ネットバンクを活用した人的資源の有効活用。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
				【具体的な達成状況・課題点など】						
				市長マニフェストの「えにわ知恵ネットバンク」の仕組みづくりを庁内協議・市民団体等協議を実施し、地域資源の発掘と人的資源の活用を図る仕組みづくりを進めている。						
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の推進	⑦新しいコミュニティ創りの促進	地域住民が参加し、管理運営を行うための協議を行う組織を構成し、新しいコミュニティづくりの促進を図る。	子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
				【具体的な達成状況・課題点など】						
				黄金ふれあいセンターの運営にあたり、運営協議会を設置し、運営内容の検討を進めている。						
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の推進	①ボランティアセンターとの機能強化	ボランティアセンター機能強化。	福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
				【具体的な達成状況・課題点など】						
				ボランティアセンターの機能強化を図るために社会福祉協議会にボランティアセンター運営委員会を設置し、情報提供のあり方や相談機能、ボランティアコーディネートのあり方について改善点等を協議しながら進めている。						
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の推進	②ボランティア活動の推進	ボランティア活動の推進。	介護福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
						○				
						【具体的な達成状況・課題点など】				
						市長マニフェストの「えにわ知恵ネットバンク」の仕組みづくりを庁内協議・市民団体等協議を実施し、地域資源の発掘と人的資源の活用を図る仕組みづくりを進めている。				
			保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
						○				
			【具体的な達成状況・課題点など】							
			身近な地域で住民主体の介護予防活動（いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操）が実施できるよう、いきいき百歳体操サポーターの養成支援や活動継続支援を実施している。							
			福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
						○				
			【具体的な達成状況・課題点など】							
			社会福祉協議会では、ボランティア活動参加へのきっかけづくり、登録者のフォローアップを目的として研修会を開催している。その他個人、団体登録者向けのボランティアセンターだよりを毎月発行し情報提供を行なっているほか、ボランティア団体の交流会を開催し連携の活発化を図っている。							
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の推進	③NPO活動の支援	NPO団体の活動に対する支援の検討。	市民活動推進課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止		
				○						
				【具体的な達成状況・課題点など】						
				NPO法人の事業充実を図るため、各種セミナーを開催し、経営に対する支援を行いました。また、NPO法人の活動の充実を目指し、市民がNPO法人に対し寄附しやすい環境を作るため、NPO法人の条例個別指定制度を導入しました。						

基本目標 5： これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
1. 魅力あるまちづくり	①子育て支援のまち	子どもを安心して生み育てることができるまちとして各種福祉施策の実施	保健課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
			○					
			【具体的な達成状況・課題点など】 各種母子保健事業を実施している。子育てを支援するため、関係団体・機関（子育て支援センターや保育園等）へ子育て講話を実施している。					
			子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
○								
【具体的な達成状況・課題点など】 「恵庭市子どもの居場所づくりプラン」に基づき、子どもたちが安全で安心して地域で過ごすことができる居場所（子育て支援センター、学童クラブ、子どもひろば）づくりを進め、充実を図る。								
			子育て支援課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
○								
【具体的な達成状況・課題点など】 えにわっこ安心プランに基づく各種施策を実施した。								
	②花のまち 恵庭	花のあるまちづくりによる地域福祉への発展。（花を通じた地域の交流など）	花と緑・観光課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
○								
【具体的な達成状況・課題点など】 平成9年度に策定した花のまちづくりプランについて平成19年度に改定を行い、花のまちづくりの推進を図っている。								
2. 福祉でまちづくり	①ユニバーサルデザインのまちとバリアフリーの推進	恵庭市バリアフリー基本構想に基づきユニバーサルデザインのまちとバリアフリー化を目指す。	まちづくり推進課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
			○					
			【具体的な達成状況・課題点など】 恵庭市バリアフリー基本構想に定められた重点整備地区内における特定事業計画の実施に向け、国、北海道、公共交通機関、公安委員会及び市などの事業実施に関係する諸機関と市民団体で「恵庭市バリアフリー協議会」を組織し、各事業者相互の連携を図り計画的に実施するための連絡調整会議を平成23年度より毎年開催している。本協議会は、全ての特定事業計画が完了する平成32年度まで継続予定。					
	②交通環境の整備	恵庭市地域公共交通総合連携計画による、交通空白地域の解消。エコバス、乗り合いタクシーの実証運行等。	生活安全課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
○								
【具体的な達成状況・課題点など】 エコバスは市街地循環路線を本格運行。エコタクは、エコバス区域外にお住まいの方の自宅と公共施設間を送迎。交通空白地域へのエコバスの新規路線の乗り入れの検討。								

基本目標 5： これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します

取り組みの方向性	具体的な施策	計画の概要	所管課	進捗状況等（H23～H27年度）				
				完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
2. 福祉でまちづくり	③きれいなまちづくりの推進	きれいなまちづくり条例に基づき市民・事業者・行政による「5.30クリーンウォーキング」の展開	廃棄物管理課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
	【具体的な達成状況・課題点など】							
	恵庭市では、現在、市民（町内会、ボランティア等）や事業者、市（市のボランティアグループ等）が協働して、きれいなまちづくり条例に基づき、「5・30クリーンウォーキング」を展開しています。							
	④就労情報提供と支援	ジョブガイド等を活用した求職活動への支援	障がい福祉課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
			【具体的な達成状況・課題点など】					
			障がい者総合相談支援センターe-ふらっとに、平成25年度より障がい者就労相談・就労支援の機能を強化しました。ハローワークに自立支援協議会に参加していただき、連携を図っています。					
			子ども家庭課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
			【具体的な達成状況・課題点など】					
			自立支援教育訓練給付事業、母子家庭高等技能訓練促進事業を実施し、ひとり親家庭の就労を支援している。また修学資金貸し付け（道）を実施している。					
			商業労政課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
			【具体的な達成状況・課題点など】					
			求職者が自宅に近い場所で求職活動を行うために、ジョブガイドえにわを開設し、ハローワークの職員及び市の相談員を配置し就労支援にあたっている。					
3. 災害に備えたまちづくり	①災害時要援護者の支援	災害時要援護者プランに基づいた適切な援助	基地・防災課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
【具体的な達成状況・課題点など】								
災害対策基本法の改正により、災害時に避難行動支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、平成26年11月に作成した。災害時の避難支援等関係者に避難行動支援者名簿の提供は可能となったが、平常時からの提供については、避難行動支援者から名簿提供に関する本人同意や提供後の取り扱いについて課題があることから、今後整備を進める。								
4. 安全で安心なまちづくり	①地域の防犯活動の推進と防犯体制の充実	市・警察・防犯協会との連携。地域安全ニュースによる広報活動。安心安全なまちづくり。	生活安全課	完了	継続・事業中	調査中	未着手	中止
				○				
【具体的な達成状況・課題点など】								
地域安全ニュース・交番ニュースの回覧、歳末警戒出動・啓発								

【資料2】地域福祉懇談会の内容について

第3期恵庭市地域福祉計画の策定にあたり、現計画である第2期恵庭市地域福祉計画の取り組み状況について報告を行うとともに、取組内容に関するご意見や、次期計画に関する要望等をお聞きするため、全市民を対象に平成27年10月に「島松地区」、「恵庭地区」、「恵み野地区」の順番で地域福祉懇談会を開催しました。当日いただいたご意見・要望は以下のとおりです。

【島松地区】

1. 日 時 平成27年10月21日（水）18時30分～19時45分
2. 場 所 島松公民館2階視聴覚室
3. 出席者 市民11名
4. 主なご意見 ※問＝市民 市＝恵庭市 社＝社協

問：島松寿町では2つのサロンが活動している。市内をみると空き家があることから、空き家を活用しサロン活動に使えるようになるとサロンが広がると思う。また、市営住宅が3ヶ所あり、市営住宅の1室をサロン活動で使えるようにしてほしい。

社：第4期地域福祉実践計画の中でもふれあいサロン事業は力を入れてきた事業である。空き家及び市営住宅については、担当所管へ相談をさせていただくが、第5期地域福祉実践計画に盛り込めるかどうかはお答えできないのでご理解いただきたい。

問：島松寿町にエコバスの停留所が新たにできたが、利用者にとって利便性が感じられない。道道恵庭江別線には信号がないところに停留所を作ることができないと回答があった。しかし、高齢者を救済するものがこれでいいのかという思いがある。アンダーパスのところに停留所を作ってほしい要望は出しているが実現されていない。

市：本日はエコバスの担当部署である生活環境部が来ていないため回答できないが、今日の内容についてはしっかり担当部署へ伝えたい。

問：居場所のひとつとして島松憩の家が島松東町にある。とてもいい場所ではあるが、島松東町の敬老会はタクシー等を使い島松公民館で開催している。歩いて行ける範囲であるので本音は近くにある憩の家で開催したいが、高齢により膝が悪い人が多くなったことから畳では立ち上がるのが大変である。椅子が必要になるので施設の改善に力を入れてほしい。

市：最近同様の要望が出され、どこの憩の家でも要望が出ている。以前は、畳で使用していたが膝が痛い人が増えた。全ての施設を同じ時期に整備するのは予算の関係があり難しいことから、今後は整備計画を立て順次整備していきたいと考えており、時間がかかることを理解いただきたい。

問：第6期高齢者福祉計画が始まったのでホームページをみた。憩の家の整備について具体的に椅子を整備するということは載らないのか。

市：整備を推進していくとは明記しているが、椅子等の具体的なものまでは掲載していない。掲載していないからやらないというわけではなく、要望が出ていることから順次進めていきたい。

市：憩の家の椅子の関係については市議会でも取り上げられている事案である。予算の関係もあるが、どういったものが必要なのかを老人クラブに聞きたい。建設当初は畳の方がいいという意見があった。年間100脚の椅子を整備しているが、島松憩の家は新しい施設であるので時間がかかるかもしれないが、実際に施設を使っている方々に意見を聞き整備したい。

問：憩の家のゴミの収集についてお願いしたい。現在は、憩の家を使った際に出たゴミは、老人クラブの会員の当番の女性に分別してもらい持ち帰ってもらっているが、せっかく遊びに来たのにゴミを持って帰るといふ苦勞をかけている。以前にもこうした懇談会があった際に同様の意見を言わせてもらった。まだ実現がされていないので、事業所扱いのゴミではなく一般家庭ゴミの扱いで収集してほしい。

市：以前から伺っていた意見ですので廃棄物対策課と連携しモデル事業として実施できないかどうか検討中でありお時間をいただきたい。

19時45分終了

【恵庭地区】

1. 日 時 平成27年10月26日（月）18時30分～19時35分
2. 場 所 恵庭市民会館2階大会議室
3. 出席者 市民19名
4. 主なご意見 ※問=市民 市=恵庭市 社=社協

問：この地域福祉懇談会はどのような位置づけか？この懇談会で話し合われたことがどのように計画に反映されるのか？

市：地域福祉計画、地域福祉実践計画はそれぞれH27年度で事業が終了する。次期計画を策定するため、広く市民の皆さんや団体、ボランティアの方の福祉に関する意見や要望を聞くことがこの懇談会の目的である。

問：この懇談会の記録はどのような取り扱いか？

市：今回いただいた意見は、次期計画の中に掲載する。この計画は個別計画の上位計画であり、今回のご意見をもとに地域福祉計画において、具体的にどのように冊子に載せるかは現時点では決まっていないが、今後の方向性などの面において網羅させ、計画に反映させたいと考えている。

問：平成26年度に市民後見人育成研修が行われ、18名の方が対象だった。平成27年度以降のこれらの方の活動方法はどのようにお考えか？

市：平成26年度に市民後見人を養成した。平成27年度は市民後見センターを設置すべく設立準備委員会を現時点で2回開催している。今後も委員会を開催し、平成28年度に社会福祉協議会へ市民後見センターを設置する予定。

問：昨年受講された方は、平成28年度市民後見センターが立ち上がったときから活動するの
か？

市：その予定で準備している。

問：平成26年度に受講し、知識があるのにセンターが立ち上がるまで活動はないのか。

社：平成26年度に市主体で、市民後見人の養成を行い、基本的には平成28年度社協に委託されるが、後見センターが立ち上がった時点で18名全員にご活躍いただく予定。今の時点でも全員ではないが社協の行っている日常生活自立支援事業の生活支援員として活躍いただいているので、研修後2年間活動を据え置いているわけではないのでご理解願う。

問：平成28年度から市民後見人制度を実施する。誰でも市民後見人制度を利用できるのか、それとも審査等があるものなのか伺いたい。

市：成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が十分でない人に対し法的に支援する制度である。想定する障がい者は、基本的に知的障がいと精神障がい。本人申立などで、視覚等に障がいがある場合は、障害福祉サービス利用支援を行う。

問：「交通環境の整備」について。子どもやお年寄り、障がい者の方、またこの方たちの家族にとっても交通環境をいかに整備していくことが大切なことだと思うが、市としてどのような見解を持っているのか伺いたい。

市：大変重要な課題と考えている。この交通網のご質問は島松地区の地域懇談会でも同様にあり、本日はエコバスの担当部署である生活安全課の職員が来ていないため回答できないが、今日ここに来ていない部署の件については、しっかりとその担当部署に伝えていきたいと考えている。

問：盲導犬を持っている者が介護施設等に入所しようとする、盲導犬は断られる。私たち盲導犬を持っている者は、盲導犬と一緒にいることができる施設を望んでいる。恵庭市の計画の中で、そのような取り組みを位置づけてほしいと思うがご所件はいかがか。

市：介護施設では、盲導犬とともに暮らすことは想定されていないと思う。現状では難しいと思うが、全国的にそのような事例があるか調査する。

問：音声信号が、午後7時を過ぎると全部止まってしまう。これは警察や町内会との調整も出てくると思うが、7時に止まってしまうのは非常に不便を感じる。もう少し音声信号が止まる時間を延ばしてほしい。

市：信号の関係は、設置については警察の管轄になるが、音の消音については地域住民の意見を反映していると聞いている。ただ、一方では視覚障がい者の意見は反映されないのかという話にはならないので、関係機関との会議等があるときに今日のご意見をお伝えし、情報が分かればあらためて回答する。

19時35分終了

【恵み野地区】

1. 日 時 平成27年10月29日(木) 18時30分～20時10分
2. 場 所 恵み野会館活動室
3. 出席者 市民14名
4. 主なご意見 ※問=市民 市=恵庭市 社=社協

問: 地域福祉計画の資料で、公的サービスでは受けられるサービスが不足している側面があると文言があるが、具体的にどのような認識なのか伺いたい。

市: 地域福祉計画では福祉サービスについても記載があるが、それだけではなく、自主的な地域住民による支えあいや団体の活動等も必要である意味合いがあり記載している。市民が福祉サービスに求めているものは様々ある。その中で、市民すべてが満足しているサービスはないため不足していると記載している。具体的に、どのようなサービスが不足しているのかは記載しておらず、こうした意見交換会で必要なサービスの要望を出してほしい。

問: 防災無線が聞こえづらい。高齢で耳が遠いせいもあると思うが、防災無線が聞こえづらい。

市: 防災無線については議会でもよく取り上げられる。北海道で初めてデジタル無線にしたことがあり聞こえはよくなったが、家の構造が防音化になっていることや風向きによっても聞こえが変わり、窓を閉めていると聞こえづらいという声がある。現在地域を分けて4回放送している。聞こえなければ、テレフォン案内やホームページからも内容を確認できる。

市: 35-4664に電話すると内容を確認できる。フリーダイヤルで通話料はかからない。防災無線は、聞こえづらい地域もあれば、近いところではうるさいという苦情が来るためバランスをとりながら行なっている。

問: 認知症の人が交通事故を起こしたニュースをみた。認知症の対策を計画に盛り込んでほしい。

市: 市内で現在1万7千人の高齢者がいる。75歳以上の方が8千人おり、65歳以上の高齢者の15%が認知症を発症しているとみられ、割合としては2千人である。認知症は市内だけの問題ではなく、国をあげて取り組みを行なっている。第3期地域福祉計画では、認知症施策推進事業として28年度から取り組むことになっており、準備期間があり実際には30年4月から始まることとなる。認知症初期集中支援チームを設置し、精神科及び脳外科の先生も加わり、認知症になっても住み慣れた地域で暮らすための施策を検討していきたい。

問: 市職員としてではなく、一市民として家族にも防災無線が聞こえているか聞いたことはあるか。ホームページで確認できると言われても高齢者はできない人が多い。電話で確認できる

ということであったが初めて知った。今日会場に来ている人たちで知っている人はいたのか。

市：さきほども説明があったが、近くの人と遠くの人とのバランスをとりながら放送している。音を大きくすることはできるが、近くの人にとっては相当な音になる。広報で電話番号も掲載している。一般的にはご家庭に電話はあるはずなので、どうしても聞こえづらい地域の人には電話で確認してもらう方法しかない。防災無線が聞こえづらいことや電話番号を知らない人が多かった等今日の声は担当部署へ必ず伝えたい。

問：要保護児童ネットワークの構成を教えてください。児童虐待が多く、民生委員として相談を受けることがあるが、こうしたネットワークに団体から選出されていても情報がおりてこないため困ることがある。できることなら5つの地区から一人ずつ参加することができれば情報が行き渡ると思う。

市：市役所の内部部署を含めて22団体で構成されている。児童相談所、千歳保健所、千歳警察署、市内の小中学校の教頭会、市内高校、医師会、市内幼稚園、認定こども園、社会福祉協議会、人権擁護委員、民生委員連絡協議会で構成されている。民生委員連絡協議会からは会長が選出されているため、情報伝達の方法を考えていただきたい。ネットワークの方の人数ばかりが増えてしまうため、地区の会長会等を通じて情報が行き渡るようお願いしたい。

問：配食サービスでは安否を確認する旨記載がある。これから高齢者が増え、一人でもそうだが、夫婦でも買い物に行くことができない人もいる。子ども世帯と同居していても、日中仕事をしていたり、2世帯でまったく別々な生活をしている世帯が、配食サービスを申請して断られたことがある。個々の状況を見て、手を差し伸べてもらえないものか。市役所へ何度か依頼したが断られた。

社：恵庭市で実施していたものを平成25年度から社会福祉協議会へ移管され、要綱に照らし合わせて実施している。同居していても子ども世帯の帰りが遅い等状況に応じて対応している。お話のあったケースの詳細を把握していませんが、いずれにしても状況に応じて支援を行なっているのでご相談いただきたい。計画の説明でもあったが、在宅福祉サービスの利用にあたってはサービスのみならず、生活上他に困りごとがないかまで確認し、必要があれば他の機関へつなぐ等の支援を行ない、サービス提供に努めている。対象者範囲を広げるということであれば、恵庭市との協議も必要になってくる。

補足になるが、在宅高齢者等配食サービス事業は、概ね65歳以上の単身もしくは高齢者で構成される世帯もしくはこれに準ずる世帯を対象としているので高齢者夫婦世帯は対象になる。世帯の中で、若い人がいても日中仕事に行き不在である場合でも対象になることがあるので、社会福祉協議会へ相談していただきたい。平成25年度から社会福祉協議会へ移管したが、制度の中身自体に変更はない。対象とならなかったケースでは、世帯構成の中で何かあったものとする。週に3回、月水金もしくは火木土の3回からになるので、それに合致しなかったことも考えられる。いずれにしても、必要であれば再度相談いただきたい。

問：老人クラブの役員の担い手がいない。若い人の力を援助してほしい。元気な高齢者を増やすことは医療費の削減にもつながるので大切なことだと思う。資金だけの援助ではなく、人的な支援が必要だと考えている。

市：市内に34の老人クラブがある。そのうち、連合会に加入しているのが28団体ある。連合会に加入していない団体は役員の担い手がいないという課題があり加入していない。高齢者が増えていくにも関わらず、老人クラブの加入者が減っていくのは恵庭市だけの問題ではない。老人クラブの活性化を図るため、老人クラブ活性化委員会を26年度から設け、各老人クラブの活動の様子を冊子にして広報を行ったり、加入強化費として各団体へ10,000円交付したり、一人会員が増えたら2,000円補助する等様々な事業を行なっている。昨年も人的支援について検討したが金銭的な支援になった経緯があるが、再度老人クラブ活性化委員会で人的支援について検討していきたい。

問：認知症の問題について、老人クラブの会員で認知症で入院した方がいるが、入院前は老人クラブの例会のことで毎日電話がきていた。この人とは別の人で、旅行先で行方不明になってしまった人がいる。社協の資料をみると徘徊高齢者位置検索システムが1件の利用しかない。老人クラブとしては事故が起きてしまうことを心配している。

市：位置検索システムでは、機械を持って家を出なければ意味がなく、認知症の方が機械を持って出るのは難しいことから利用者が少ない現状がある。恵庭市では、SOSネットワークを組織しており、認知症の方が外出後帰宅されないということがあれば市内100以上の事業所に顔写真入りのFAXが流れるようになっている。登録いただければ、警察に捜索願が出されれば介護福祉課へ連絡が来るようになっている。

市：行方不明になった場合に家族で捜索してから連絡がくるので時間が経ってしまうケースが多い。早く警察もしくは市役所へ連絡いただければ捜索する範囲は狭くなる。平均的に4、5時間経過してから連絡が入る。徘徊の場合は警察が主で捜索するが、時間が経過すると遠くまで行ってしまっているののでできるだけ早く連絡をいただきたい。

社：平成25年度から11事業が恵庭市から移管され、徘徊高齢者位置検索システムや緊急通報システムは認知症の方を対象とした事業であり、機械を持って出なければ捜索することができない。緊急通報システムの機械が技術革新し、そちらを使う方が増えている。まずは社協へ相談いただきたい。

問：保健センターの講習会等で高齢者は握力が大事だときいた。介護予防のために、地区会館や憩の家等に握力計を設置してほしい。健康寿命が1年伸びれば、保険料が下がり好影響がある。

市：握力計をすぐに揃えるとは約束できないが、健康寿命を伸ばしたい同じ思いを持っている。握力計になるかはわからないが、健康寿命が伸びる施策を考えていきたいことから時間をいただきたい。

問：防災無線の聞こえは大変明瞭になった実感がある。できることなら、町内会の行事で地域だけに呼びかけを行いたい場面があるので使わせてほしい。

市：もうすでに使用して問題はなく、そのために町内会長へ鍵を渡している。使用方法についても中に説明書きがあるはずである。

問：恵庭市で優先している計画があれば知りたい。地域福祉計画は、地域福祉計画の資料をみると23年度から27年度までどのような実績だったのかが見えない。実績がわからないところ、意見及び要望と言われても出しようがない。社協の地域福祉実践計画は町内会長という立場で評議員になっており、とらえ方は難しい部分があるが、地域福祉部会で第4期計画の検証等を行なったことからよくわかる。しかし、社協の関係では成年後見センターと介護支援ボランティアポイント制度を恵庭市から受託した場合現在のスタッフでやっていけるのか心配している。

市：どの計画も並行して進めていくものであり、それが我々の使命である。

社：叱咤激励ともとれるお話をいただき大変ありがたい。ご心配いただく点については、今後も社協の評議員等へ情報提供を行なっていき充分説明していきたい。

20時10分終了。

【資料3】策定までの経過

日 時	策 定 経 過	備 考
H27.8.19 (水)	恵庭市保健福祉推進会議 場所 恵庭市民会館サークル研修室	保健福祉部職員
H27.10.21 (水) 18:30～	地域福祉懇談会 (島松地区) 場所 島松公民館2階視聴覚室	市民11名 出席
H27.10.26 (月) 18:30～	地域福祉懇談会 (恵庭地区) 場所 恵庭市民会館2階大会議室	市民19名 出席
H27.10.29 (木) 18:30～	地域福祉懇談会 (恵み野地区) 場所 恵み野会館1階活動室	市民14名 出席
H28.1.8 (金) 14:00～	恵庭市社会福祉審議会 場所 恵庭市役所第2・第3委員会室	
H28.1.13 (水) ～2.12 (金)	パブリックコメント	市役所情報公開コーナーほか
H28.2.18 (木) 10:00～	厚生消防常任委員会 場所 恵庭市役所委員会室	
H28.3.15 (火) 10:00～	恵庭市社会福祉審議会 場所 市民会館第1会議室	

【資料4】 恵庭市社会福祉審議会委員名簿

(任期 ; H27. 5. 27～H29. 5. 26)

区分	NO	氏名	所属	所属役職	専門部会	審議会
知識・経験者	1	杉岡 直人	北星学園大学	教授	高齢・介護	副会長
	2	小田 進一	北海道文教大学	教授	児童福祉	
関係団体又は団体の推薦する者	3	島田 道朗	恵庭市医師会	会長	高齢・介護	
	4	鏡 貢	恵庭市社会福祉協議会	会長	障がい	会長
	5	中村 正人	恵庭市老人クラブ連合会	会長	高齢・介護	
	6	西根 輝雄	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	会長	高齢・介護	
	7	泉 司	恵庭市身体障害者福祉協会	副会長	障がい	
	8	野原 聡	恵庭市町内会連合会	会長	障がい	
	9	山田 聡	恵庭市教頭会	研修部長	児童福祉	
	10	佐藤 順一	恵庭商工会議所	常務理事兼事務局長	障がい	
	11	熊谷 洋子	恵庭市地域女性連絡会	副会長	児童福祉	

【資料5】恵庭市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (4) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
- (2) 障害者福祉専門部会

(3) 児童福祉専門部会（子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する合議制の機関をいう。）としての機能を有する。）

(4) その他市長が必要と認める専門部会

2 専門部会の委員は、13名以内とする。

3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。

5 専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。

6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。

8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。

9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例(平成16年条例第8号)

(2) 恵庭市高齢化対策協議会条例(平成14年条例第17号)

(3) 恵庭市障害者の住みよいまちづくり推進協議会条例(平成14年条例第15号)

(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成18年6月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月13日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料6】恵庭市保健福祉推進会議設置要綱

平成17年4月27日
保健福祉部長決裁

(設置)

第1条 恵庭市における保健及び社会福祉等の推進を図るため、恵庭市保健福祉推進会議
(以下「会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、次の事項を所管する。

- (1) 保健及び社会福祉事業の推進に関すること。
- (2) 保健及び社会福祉の計画に関すること。
- (3) その他保健及び社会福祉等の推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長とし、副委員長には子ども未来室長をもって充てる。
- 3 会議の委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長が不在の時は、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会の設置)

第5条 会議に専門事項を調査検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指定する委員をもって組織する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて会議又は専門部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年7月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年5月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から実施する。

別表（第3条第3項関係）

＜保健福祉推進会議委員の構成＞

委員長 保健福祉部長

副委員長 保健福祉部子ども未来室長

委員

（総務部） 総務課長 基地・防災課長 財政課長

（企画振興部） 企画・広報課長 まちづくり推進課長

（生活環境部） 市民課長 市民活動推進課長

（経済部） 農政課長

（建設部） 管理課長 都市整備課長

（教育委員会教育部） 教育総務課長 社会教育課長 スポーツ課長

（保健福祉部） 保健福祉部次長 子ども未来室次長 保健課長 保健課主幹 国保医療課長
子ども発達支援センター長 子ども家庭課長 子ども家庭課主幹 子育て支
援課長 子育て支援課主幹 介護福祉課長 障がい福祉課長 福祉課長

第3期 恵庭市地域福祉計画

平成28年3月発行

発行：恵庭市

編集：恵庭市保健福祉部

〒061-1498

北海道恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131

FAX 0123-33-3137

HP <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>